



資料編

S A M M U C I T Y
M A S T E R P L A N

[資料1]

山武市総合計画策定基本方針

1. 総合計画策定の趣旨

平成18年3月27日に蓮沼村、松尾町、山武町及び成東町の4町村が合併して「山武市」が誕生いたしました。

山武市は、合併という基本的な枠組みの変化に加え、加速する少子高齢化、逼迫した財政状況、多様化する行政ニーズなどへの対応と様々な課題を抱えており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このような状況を踏まえ、今後の行政運営には、市民と行政が共通の理解を深め、「自主独立のまちづくり」を目指すことが大切になります。

誰もが幸せを実感できる山武市の実現のため、市民の参画を得ながら、広い視野、計画的視点に立ち、地方自治法第2条第4項に基づいたまちづくりの指針となる総合計画を策定するものです。

■地方自治法第2条第4項 抜粋

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2. 総合計画策定の基本的な考え方

合併により誕生した山武市のこれからの10年間は、「骨格づくり」がテーマになります。山武市の未来のために今回策定する総合計画は、創成期であることから前例にとらわれることなく、しっかりとした骨格と自治体としての体力を持つための計画とします。

また、計画は、市民参画と協働により、実現性が高く、市民にわかりやすい共感が得られる内容とします。

(1) 市民参画と協働

総合計画の策定において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、市民意識調査、住民説明会、パブリックコメント等を実施するとともに、分野別、地域別等の様々な観点から計画全般にわたる市民の意見をいただき、市民と行政が協働し、信頼と責任をもって、未来に向け魅力ある山武市を築いていける計画を策定します。

(2) わかりやすさと実現性の高さ

総合計画は、市民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の山武市を見据えた実現性の高い計画とします。また、施策の指標の導入などにより、計画の実施段階において、進捗度、達成度、効果等を把握しやすい計画とします。

3. 総合計画の構成

総合計画は、山武市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

（１）基本構想

時流の変化や山武市の現状を踏まえ市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともにその実現に向けた基本施策（施策の大綱）などを明らかにするものです。

（２）基本計画

基本構想に掲げる将来都市像を達成するために、施策の大綱に従い、社会情勢や財政状況等を勘案し、５年間で取り組むべき具体的施策を定めるものです。今回は前期基本計画を策定します。

（３）実施計画

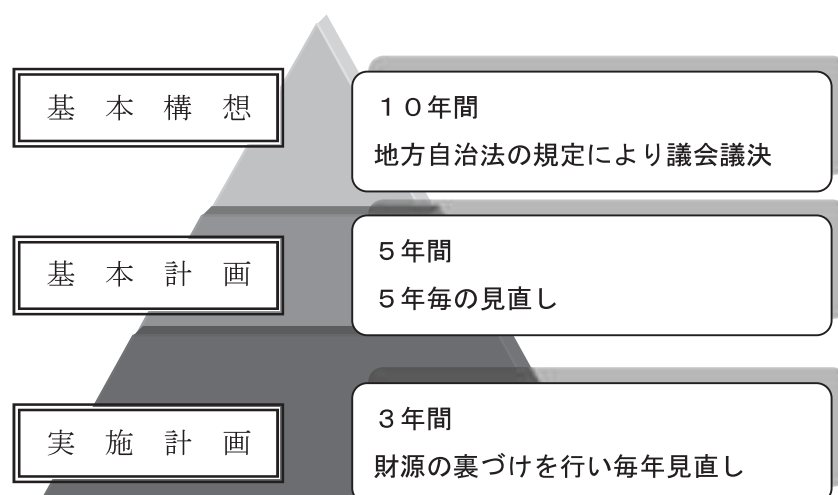
基本計画に示された具体的施策を効果的に実施するために、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の事業計画、予算編成等の指針になります。

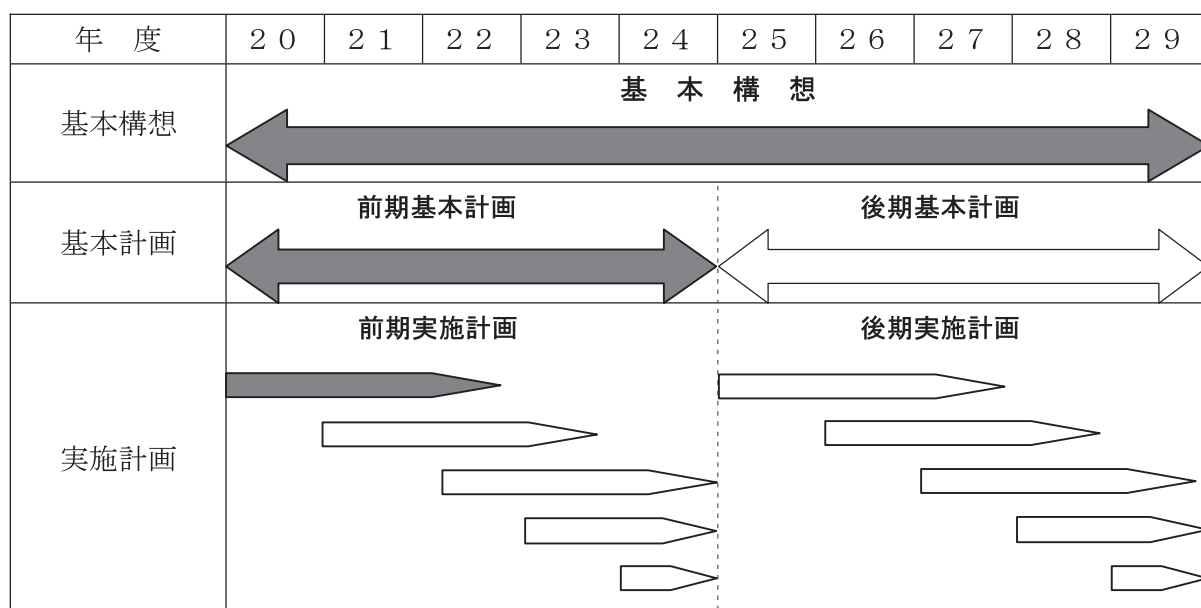
実施計画は３か年のローリング方式とし、毎年度進捗状況を把握します。また成果の評価を実施して計画の見直しを行います。

4. 総合計画の目標年次

- （１）基本構想（１０か年計画）：平成２０～２９年度
- （２）基本計画（５か年計画）：平成２０～２４年度 ※前期基本計画
- （３）実施計画（３か年計画）：平成２０～２２年度 ※３か年のローリング方式

総 合 計 画 の 体 系





 は今回策定の計画を示します。

5. 新市建設計画と総合計画の関係

新市建設計画は、合併後の市町村の一体的なまちづくりを速やかに確立するために、合併に伴う財政支援措置を有効に活用しながら計画を推進していくというもので、特に、合併特例債を受ける際に根拠となる重要な計画です。

また、新市建設計画には、新市の進むべき方向についてより詳細で具体的内容は、山武市において策定する基本構想、基本計画、実施計画のいわゆる総合計画にゆだねることが記されています。

したがって、山武市の総合計画は、新市建設計画で示された将来像、基本理念等を尊重しながら、これからの10年間の新しい山武市のまちづくりを具体的に映し出す計画になります。

6. 総合計画策定体制

(1) 庁内体制

総合計画策定にあたっては、総合計画策定委員会を設置し、全庁的な体制のもとに実施します。

総合計画における専門分野の素案の立案及び部内の総合調整を行うために、専門部会を設置します。また、各専門部会には各地区の地域審議会委員が参加できるものとします。

(2) 市民参画

広く市民の意見や提案を反映させるため、策定過程の積極的な情報公開、住民説明会、パブリックコメント等を実施し、市民参画に努めます。

(3) 審議機関

山武市総合計画審議会

市議会の議員、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者及びその他市長が必要と認める者で構成する委員数20名以内の山武市総合計画審議会を設置し、市長が諮問する山武市総合計画に関する事項について調査及び審議をします。

(山武市総合計画審議会条例第2条、第3条)

各地区地域審議会

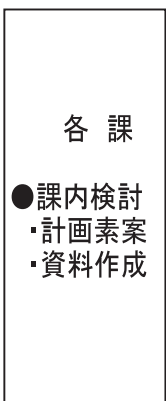
市長が諮問する山武市総合計画に関する事項について審議を受けます。また、総合計画で、当該地域に関する意見や提案については、当該地域審議会の意見をいただきます。

(地域審議会の設置に関する協議第3条、第5条)

7. 総合計画策定スケジュール

山武市総合計画は、平成20年3月を目途に策定するものとします。

[資料2]



[資料3]

○山武市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日

条例第 152 号

(設置)

第 1 条 市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、山武市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、山武市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱時に前項第 1 号又は第 3 号に規定する職にあった委員が当該職を離れたときは、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[資料4] 山武市総合計画審議会委員名簿

【委嘱日 平成18年11月6日】

区 分	氏 名	職 名	備 考
第1号委員 市議会議員	清宮 央行	議長	平成19年 4月30日まで
	加藤 忠勝	総務常任委員長	平成19年 4月30日まで
	遠藤 正之	議長	平成19年 8月28日から
	大川 義男	総務常任委員長	平成19年 8月28日から
第2号委員 学識経験者	鈴木 庸夫	千葉大学教授	
	小水 達美	企業代表 (松尾台工業団地連絡協議会)	
	朝日 典男	蓮沼地区	
	秋庭 武行	松尾地区	会長
	行木 信一	山武地区	副会長
	岩澤 静	成東地区	
第3号委員関係行政機関 公共的団体を代表する者	唐木 美義	区長会連合会長	平成19年 3月31日まで
	小川 憲治	区長会連合会長	平成19年 8月28日から
	布施 定一	消防団長	
	宮野 栄一	農業委員会会長	平成18年11月30日まで
	江口 清	農業委員会会長	平成19年 8月28日から
	並木 彌	教育委員会委員長	
	大角 進	商工会代表	
	石橋 藤栄	観光協会代表	
	木内 秀雄	社会福祉協議会会長	
	浅野 祐一	民生委員児童委員協議会会長	平成19年11月30日まで
第4号委員 その他市長が必要と認める者	今関 紘	蓮沼地区地域審議会代表	
	佐瀬 孝一	松尾地区地域審議会代表	
	猪野 源治	山武地区地域審議会代表	
	金田 弘之	成東地区地域審議会代表	

[資料5]

総 企 政 第 5 6 号

平成19年12月28日

山武市総合計画審議会

会長 秋 庭 武 行 様

山武市長 椎 名 千 収

山武市総合計画（案）について（諮問）

山武市総合計画審議会条例第2条の規定により、別添の山武市総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について貴審議会の意見を求めます。



秋庭会長（左）から答申書を椎名市長（右）へ

[資料6]

平成 2 0 年 1 月 3 1 日

山武市長 椎 名 千 収 様

山武市総合計画審議会
会長 秋 庭 武 行

山武市総合計画（案）について（答申）
平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日付け総企政第 5 6 号で諮問のありました山武市総合計画
〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について、下記のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された山武市総合計画〔基本構想及び前期基本計画〕（案）について慎重に審議した結果、「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」を基本理念として捉え、市の将来都市像を「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」とした「基本構想」と、それを受けての 5 か年の「前期基本計画」については、今後、市が取り組むべき方向を示した 1 0 か年の総合計画として適切なものと認めます。

なお、計画の実施にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望いたします。

1. 総合計画の趣旨や内容をわかりやすく、積極的に市民に周知するとともに、計画の推進にあたっては、市民の視点に立った協働のあり方を十分に検討され、市民が誇りを持てるまちづくりの実現に努めていただきたい。
2. 総合計画は、山武市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であることから、各分野における個別計画の策定にあたっては、十分整合性が図れるよう努めていただきたい。
3. 計画の進行状況や成果を明らかにし、的確な評価を実施して計画の適切な進捗管理を図るとともに、施策推進のために職員の資質向上と機動力ある組織運営に努めていただきたい。
4. 今後における社会環境及び経済状況に十分留意し、柔軟かつ適切な対応を迅速に図ることにより、計画の円滑なる展開に努めていただきたい。
5. 厳しい財政状況の中、まちづくりの基本である健全な財政運営を堅持し、より一層の行財政改革の推進に努めていただきたい。

[資料7]

山武市総合計画構築経緯

平成 18 年 10 月 17 日 策定委員会開催

19 日 蓮沼地区地域審議会にて説明

24 日 成東地区地域審議会にて説明

25 日 山武地区地域審議会にて説明

26 日 松尾地区地域審議会にて説明

主な内容：山武市総合策定基本方針（案）について説明を行った。

11 月 6 日 第 1 回総合計画審議会開催

主な内容：会長及び副会長の選出

山武市総合計画審議運営要綱の設置

山武市総合計画策定基本方針の確認

山武市総合計画策定方針が決定した後、

○総合計画に基づいた成果重視の事務事業をおこなう

○行政資源配分の効率的配分とその効果的利用を可能とする基礎づくりをする

○職員の意識改革を促進し、コスト意識、マネジメント意識を醸成する

○市民への説明責任を果たす

ための手段を、総務課、財政課及び企画政策課で検討を行った。

結果、総合計画に行政評価システムの考えを取り入れることになった。

12 月 14 日 松尾地区地域審議会から意見書の提出がされた。

平成 19 年 1 月 30 日 各地区地域審議会委員を対象として行政評価を活用した総合計画の策定について説明会を開催した。

2 月 7 日 職員を対象にキックオフ説明会開催（2 日間）

8 日 主な内容：財政の現況、行政評価システムを導入する必要性について説明会を開催した。

3 月 9 日 施策設定会議開催（3 日間）

13 日 主な内容：当該施策に関わる課長等が参加し総合計画における
14 日 施策設定、施策の目的、施策の主管課及び関係課等の設定を行った。

結果、6 政策分野 28 施策が決まった。

3 月 20 日 成東地区地域審議会にて説明

22 日 山武地区地域審議会にて説明

23 日 蓮沼地区地域審議会にて説明

26 日 松尾地区地域審議会にて説明

主な内容：各地区地域審議会において、行政評価を取り入れた総合計画について説明を行った。

4 月 19 日 施策基本事業設定会議説明会の開催

主な内容：当該施策に関わる課長等を対象に経営計画としての総合計画方針、施策成果指標と基本事業の設定説明会を行った。

5 月 15 日 蓮沼地区地域審議会、山武地区地域審議会及び成東地区地域審議会から意見書が提出された。

16 日 総合計画策定に係る専門部会説明会の開催

主な内容：各部会が選出した一般市民部会員及び各地区地域審議会委員を対象に総合計画策定に係る専門部会の運営及び行政評価を取り入れた総合計画などについて説明を行った。

16 日 施策基本事業設定会議開催

17 日 //

21 日 //

22 日 //

23 日 //

24 日 //

25 日 //

主な内容：当該施策についての環境の変化、課題の修正等の確認を行い、施策及び基本事業における対象と意図及び成果指標を定めた。

6 月 15 日 第 1 回専門部会開催（経済環境部・都市建設部）

18 日 // （総務部・市民部）

20 日 // （保健福祉部・教育部）

主な内容：各部会において構築された施策・基本事業一覧について当該専門部会における一般市民部会員から意見をいただいた。

27 日 策定委員会開催（2 日間）

28 日

主な内容：基本計画施策体系及び成果指標について説明を行った。

7 月 17 日 策定委員会開催

主な内容：基本構想（素案）の考え方及び施策基本事業について確認を行った。

23 日 第 2 回専門部会開催（都市建設部・総務部）

24 日 // （保健福祉部）

25 日 // （教育部・経済環境部）

主な内容：第 1 回専門部会開催時にいただいた意見について、検討結果の確認を行った。

27 日 策定委員会開催

主な内容：総合計画（素案）、実施計画策定方針（案）及び財政推計等について確認を行った。

8 月 2 日 皆んなでつくるまちづくりアンケート発送 回収期限 8 月 24 日

施策の現状値の把握を目的とした。

対象：市内 16 歳以上無作為抽出 3,000 名

回答：1,554 名 51.8%

17 日 策定委員会開催

主な内容：総合計画（素案）、基本計画レイアウト（案）等について確認を行った。

28 日 第 2 回総合計画審議会開催

主な内容：パブリックコメントを実施するにあたり、基本構想（素案）基本計画（素案）について確認がされた。

30 日 パブリックコメント実施（募集期間 10 月 1 日まで）

9 月 20 日 山武市議会 9 月定例会開催中に基本構想（素案）基本計画（素案）について説明を行った。

策定委員会において施策の優先順位検討を開始した。

10 月 31 日 中期的な経営資源配分方向の決定と施策別の成果目標の設定

11 月 15 日 策定委員会開催

主な内容：パブリックコメント実施結果及び総合計画（原案）の修正点について確認を行った。

11 月 20 日 第 3 回総合計画審議会開催

主な内容：総合計画（原案）及び基本計画目標値について確認がされた。

12 月 19 日 山武市議会 12 月定例会への説明 （全員協議会）

主な内容：総合計画（原案）について説明を行った。

28 日 山武市総合計画（案）について総合計画審議会に諮問

平成 20 年

1 月 22 日 松尾地区地域審議会にて説明

23 日 蓮沼地区地域審議会にて説明

24 日 成東地区地域審議会にて説明

25 日 山武地区地域審議会にて説明

主な内容：総合計画（案）及び意見書の調整結果について説明を行った。

31 日 第 4 回総合計画審議会開催

主な内容：総合計画（案）について答申の協議を行い、審議会終了後、
会長から市長へ答申書が提出された。

3 月 14 日 平成 20 年山武市議会第 1 回定例会において議案第 4 号「山武市基本構想を定めることについて」が可決された。

山武市総合計画

平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）

発行／山武市

編集／総務部企画政策課

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

TEL：0475-80-1132

